

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府、通商産業省令第一号）
 （附則第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（指定に関する規定の準用） 第七条の六の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第六条第五項の指定について準用する。</p>
現 行	<p>（指定に関する規定の準用） 第七条の六の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十九条の十六の二から第十九条の十六の八までの規定は、第六条第五項の指定について準用する。</p>

○核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定に関する規定の準用） 第九条の十五の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に 関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 第二百二十七条から第三百三十三条までの規定は、第七条 第五項の指定について準用する。</p>	<p>（指定に関する規定の準用） 第九条の十五の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に 関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 第十九条の十六の二から第十九条の十六の八までの規 定は、第七条第五項の指定について準用する。</p>

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）（附則第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（指定に関する規定の準用） 第十九条の十五の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第八条第五項の指定について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（指定に関する規定の準用） 第十九条の十五の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 第百二十九条の十六の二から第百二十九条の十六の八までの規定は、第八条第五項の指定について準用する。</p>

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

(昭和六十三年総理府令第一号) (附則第十八条関係) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(指定に関する規定の準用) 第二十二條の十六の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号) 第一百二十七条から第一百三十三条までの規定は、第十三条第五項の指定について準用する。</p>	<p>(指定に関する規定の準用) 第二十二條の十六の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号) 第十九条の十六の二から第十九条の十六の八までの規定は、第十三条第五項の指定について準用する。</p>

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）
 （附則第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（指定に関する規定の準用） 第三十五条の十五の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）<u>第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第二十六条第五項の指定について準用する。</u></p>
現 行	<p>（指定に関する規定の準用） 第三十五条の十五の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）<u>第十九条の十六の二から第十九条の十六の八までの規定は、第八条第五項の指定について準用する。</u></p>

○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定に関する規定の準用） 第四十三条の十二の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）<u>第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第二十七条第五項の指定について準用する。</u></p>	<p>（指定に関する規定の準用） 第四十三条の十二の二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）<u>第十九条の十六の二から第十九条の十六の八までの規定は、第二十七条第五項の指定について準用する。</u></p>

○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則

(平成二十年経済産業省令第二十三号) (附則第十八条関係) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(指定に関する規定の準用) 第八十八条の二 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第四十四条第五項の指定について準用する。</p>	<p>(指定に関する規定の準用) 第八十八条の二 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第十九条の十六の二から第十九条の十六の八までの規定は、第四十四条第五項の指定について準用する。</p>

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）

（附則第十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>八 放射線業務従事者 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第一条の二第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）<u>第二条第二項第七号</u>、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）<u>第二条第二項第七号</u>、<u>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（平成十二年総理府令第二百二十二号）<u>第二条第二項第七号</u>、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）<u>第一条第二項</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>八 放射線業務従事者 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第一条の二第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）<u>第一条第二項第七号</u>、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）<u>第二条第二項第七号</u>、<u>研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（平成十二年総理府令第二百二十二号）<u>第二条第二項第七号</u>、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）</p>

第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

三〇九（略）

号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

三〇九（略）

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令

(平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号) (附則第二十条関係) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第二条の五第十二号及び第四条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第一百十二号)第三十五条</p>	<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第二条の五第十二号及び第四条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第十五条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第一百十二号)第三十五条</p>

第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）
第八十三条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質
によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に
関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）
第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度
限度に係るものをいう。

八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の
設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料
物質の使用等に関する規則第二条の五第十二号及び
第四条第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規
則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運
転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は
核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋
設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質
又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理
の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料
の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究
開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
第八十三条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質
によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に
関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が
定める濃度限度に係るものをいう。

九・十 (略)

2 (略)

第四号、研究開発段階にある発電の用に供する原子
炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府
令第百二十二号）第三十四条第四号並びに核燃料物
質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃
棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業
省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委
員会が定める濃度限度に係るものをいう。

八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の
設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料
物質の使用等に関する規則第二条の五第十二号及び
第四条第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規
則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運
転等に関する規則第十五条第七号、核燃料物質又は
核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋
設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質
又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理
の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料
の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究
開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運
転等に関する規則第三十四条第七号並びに核燃料物
質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃
棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原
子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

九・十 (略)

2 (略)

(表略)

第六条 令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

(略)	(略)
原子炉設置者	实用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一條第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二條第二項第四号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一條

(表略)

第六条 令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

(略)	(略)
原子炉設置者	实用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一條第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二條第二項第四号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に

(略)	
(略)	の二第四号に規定する管理区域
(略)	
(略)	関する規則第一条の二第四号に規定する管理区域

○原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）（附則第二十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第五条、第六条関係）			
(略)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）	(略)	第六十七條第六項
(略)	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）	(略)	第六十二條第六項
(略)		(略)	
別表第二（第五条、第六条関係）			
(略)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）	(略)	第七條第六項
(略)	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）	(略)	第二十五條第六項
(略)		(略)	